

# 山口県報

平成25年  
3月19日  
(火曜日)

## 目 次

規則

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………二

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………二

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(地域医療推進室)……………二

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………三

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………三

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四

障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………五

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………七

山口県みづはち転飼条例施行規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………七

告示

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(障害者支援課)……………七

教委規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………八

県議会規則……………八

山口県議会会議規則の一部を改正する規則……………八

県議会訓令……………九

山口県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………九

企業管理規程……………九

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………九



職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第六号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成二十二年山口県規則第二十七号)

の一部を次のように改正する。

第一条の三を削り、第一条の四を第一条の三とし、第一条の五から第一条の九までを一条ずつ繰り上げる。

第三条の二を削る。

第三条の三(見出しを含む。)中、「別表第十四号の四八」を、「別表第十四号の二八」に改め、同条を第三条の二とする。

第六条中、「第二十二号の十五」を、「第七十二条」に改める。

第六条の二各号を次のように改める。

一 省令第六十条第一項第五号の規定による届出を受理すること。

二 省令第六十条第一項第六号の規定による届出を受理すること。

三 省令第六十条第一項第七号の規定による届出を受理すること。

四 省令第六十条第一項第八号の規定による届出を受理すること。

五 省令第六十条第一項第九号の規定による届出を受理すること。

六 省令第六十三条第一項第三号の規定による届出を受理すること。

七 省令第六十三条第一項第四号の規定による届出を受理すること。

第十一条第五項第五号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第八号中、「養ほう振興法」を、「養蜂振興法」に、「養ほう業者」を、「養蜂業者」に改め、同項第九号中、「山口県みつばち転飼条例」を、「山口県蜜蜂転飼条例」に、「養ほう振興法」を、「養蜂振興法」に、「養ほう業者」を、「養蜂業者」に改め、同項第十四号中、「第五条第一項」を、「第八条第一項」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)に基づく同法第五十三条第一項及び第五十五条第一項の認定に関する事務

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十一条第五項第八号、第九号及び第十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第八号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号り中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第八の1の四の(1)の表の備考4中、「規格C一五〇二」を、「規格C一五〇九一」に、「普通騒音計若しくはC一五〇五に定める精密騒音計又はこれら」を、「騒音計又はこれ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条第三号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第九号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県規則第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山口県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中、「一・七人」を「一・六人」に改める。

第二十二條第一項第一号中、「一人以上(」の下に「母子十世帯以上二十世帯未満を入手させる母子生活支援施設にあつては二人以上、」を加え、「二人以上」を「三人以上」に改め、同条第二項中、「第二十三條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十七條第一項第一号中「合計して、」の下に「満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上で」を加え、「六人」を「五・五人」に改め、同項第七号中、「一・七人」を「一・六人」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第一項の規定による診療方針」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 利用者に関する告示に定める者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同法第二十二條及び第二百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)に定める者をいう。

第五十二條中「災害」の下に「虐待」を加える。

第六十七條第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第七十七條及び第百條中「災害」の下に「虐待」を加える。

附則第四項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十二条、第七十七条及び第一百条の改正規定は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県規則第十三号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同条第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第一項第二号イ(1)中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同条第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同条第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」に改める。

第二十九條第三項第三号イ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四十二條中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十五條中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八條の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設

等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八條の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」に改める。

第四十七條中「災害」の下に「、虐待」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四十二条及び第四十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県規則第十四号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第五十条第二項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第六十条第一項中「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

附則第二項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同条第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同条第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十五号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

附則第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十六号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ(1)中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」に

改める。

第二十四条第二項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三十二条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十五条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

附則第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び第三十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十七号

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次中「児童発達支援（第三条）」を「指定児童発達支援（第三条）」に、「医療型児童発達支援」を「指定医療型児童発達支援」に、「放課後等デイサービス」を「指定放課後等デイサービス」に、「保育所等訪問支援」を「指定保育所等訪問支援」に、「第六章 多機能型事業所の特例（第五十八条・第五十九条）」を「第六章 多機能型事業所 第七章 基準該当通所支

の特例(第五十八条・第五十九条)に改める。  
援(第六十条・第六十一条)

第一条中「指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第二章 児童発達支援を「第二章 指定児童発達支援」に改める。  
第三十四条中「災害」の下に「虐待」を加える。

第三十八条及び第四十条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三章 医療型児童発達支援を「第三章 指定医療型児童発達支援」に改める。  
第四章 放課後等デイサービス」を「第四章 指定放課後等デイサービス」に改める。

第五十三条中「第三十六条」及び「第三十七条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第五章 保育所等訪問支援」を「第五章 指定保育所等訪問支援」に改める。  
本則に次の一章を加える。

第七章 基準該当通所支援  
(基準該当児童発達支援)

第六十条 条例第三十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士の員数は、基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。

イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。

2 条例第三十八条第二項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項並びに第四十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。  
4 条例第三十八条第六項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

5 条例第三十八条第七項の規則で定める基準は、次のとおりとする。  
一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

6 第三項(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の準用に係る部分を除く。)の規定は、条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定生活介護事業所及び条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定通所介護事業所については、適用しない。  
(基準該当放課後等デイサービス)

第六十一条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第十号、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第四十二条第二項を除く。)、第五十二条(第一項を除く。))及び前条(第三項及び第六項を除く。)の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同条(第三項及び第六項を除く。)中「条例」とあるのは、「条例第三十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 前項(第五十二条第二項から第五項まで並びに前条第四項及び第五項の準用に係る部分を除く。)の規定は、条例第三十九条において準用する条例第三十八条第六項の

規定により基準該当放課後等デイサービス事業所（放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）とみなされる指定生活介護事業所及び条例第三十九条において準用する条例第三十八条第七項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所とみなされる指定通所介護事業所については、適用しない。

附則第二項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十八号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十五条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第三十八条及び第四十条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第十九号

山口県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

山口県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十一年山口県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県蜜蜂転飼条例施行規則

第一条中「山口県みつばち転飼条例」を「山口県蜜蜂転飼条例」に改める。

第二条中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に改める。

第四条中「みつばち転飼許可証再交付申請書」を「蜜蜂転飼許可証再交付申請書」に改める。

別記第一号様式中「みつばち轉飼許可申請書」を「蜜蜂轉飼許可申請書」、「みつばち轉飼」を「蜜蜂轉飼」、「山口県みつばち轉飼条例」を「山口県蜜蜂轉飼条例」、「みつばち轉飼」を「蜜蜂轉飼」に改める。

別記第一号様式中「みつばち轉飼許可証」を「蜜蜂轉飼許可証」、「みつばち轉飼」を「蜜蜂轉飼」に改める。

別記第三号様式中「みつばち轉飼許可証再交付申請書」を「蜜蜂轉飼許可証再交付申請書」、「みつばち轉飼許可証」を「蜜蜂轉飼許可証」の「蜜蜂轉飼許可証」の「山口県みつばち轉飼条例」を「山口県蜜蜂轉飼条例」に改める。

別記第四号様式中「山口県みつばち轉飼条例」を「山口県蜜蜂轉飼条例」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第五百五号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

別表第一の備考5の(2)中「**「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。**



山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第二号**

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「**障害者自立支援法**」を「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。



山口県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

**山口県議会議規則第一号**

山口県議会議規則の一部を改正する規則

山口県議会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 請願（第八十五条―第九十条）」を「第九章 請願（第八十五条―第九十条）」に改める。  
（第九十条）  
人（第九十条の二―第九十条の八）」に改める。  
第十五条に次の一項を加える。

2 委員会が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第十八条中「**第一百五十五条の二**」を「**第一百五十五条の三**」に改める。  
第三十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第九十条の二 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第九十条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第九十条の四 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第九十条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第九十条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第九十条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することが



できない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第九十条の八 会議において参考人の出席を求めるときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。  
2 第九十条の五(公述人の発言)、第九十条の六(議員と公述人の質疑)及び第九十条の七(代理人又は文書による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。  
第九十六条及び第七百七条中「第二項」を「第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県議会訓令第1号

局 中 一 般

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

山口県議会議長 柳居俊学

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議務局処務規程(昭和四十四年山口県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項総務課に関する部分第六号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項議事調査課に関する部分の次に次のように加える。

政務企画室

- 一 議員の調査研究に関すること。
- 二 議員の提出する議案に関すること。
- 三 広報に関すること。
- 四 議長会及び事務局長会との連絡に関すること。
- 五 議長会の議題及び資料の調製に関すること。
- 六 県政一般の調査、研究及び統計に関すること。
- 七 議会資料の編集及び刊行に関すること。
- 八 県議会史の編集に関すること。

第一条第二項を削る。

第四条中「(政務企画室長を除く。以下同じ。)」を削る。

第九条の表課長又は室長の項中

政務企画室  
長、課長補佐  
又は室長補佐

を

課長補佐又は室長補佐(室長補佐が置かれていない室にあつては、室長が指定する職員)以下同じ。

に、「代決者

たる政務企画室長、」を「代決者たる」に改める。

第十二条の二第一項中「(政務企画室を除く。以下同じ。)」を削る。

第十五条第四項中「、課長補佐」を「課長補佐、政務企画室にあつてはあらかじめ室長が指定する職員」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項総務課に関する部分第六号の改正規定は、平成二十五年三月十九日から施行する。



### 山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

山口県公営企業管理者職務代理者

山口県企業局長 秋本泰治

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁